令和2年度大磯町教育委員会第7回定例会議事録

- 1. 日 時 令和 2 年10月15日 (木) 開会時間 午前 9 時30分 閉会時間 午前10時58分
- 2. 場 所 大磯町役場 4階第1会議室
- 3. 出席者 野島 健二 教育長

曾 田 成 則 教育長職務代理者

長 嶋 徹 委員

トーリー 二葉 委員

濱 谷 海 八 委員

大 槻 直 行 教育部長

佐 野 慎 治 町民福祉部長

佐 川 和 裕 参事(歴史・文化担当)

宮 代 千 秋 学校教育課長

山 口 信 彦 子育て支援課長

波多野 昭 雄 生涯学習課長

國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長

佐 藤 聡 生涯学習課図書館長

鳥 海 淳 一 学校教育課副主幹

田 中 恵 子 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長

- 4. 欠席者 添 田 健 学校教育課主幹兼教育指導係長
- 5. 傍聴者 1名
- 6. 協議事項

協議事項第1号 大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針の 改定版について

協議事項第2号 令和2年度大磯町教育委員会の点検・評価(案)について

- 7. 報告事項
 - 報告事項第1号 令和2年度第3回(9月)大磯町議会定例会について
 - 報告事項第2号 小学校給食調理業務等委託について
 - 報告事項第3号 公立幼稚園認定こども園化の方向性について
 - 報告事項第4号 第19回大磯図書館まつりの開催について
- 8. その他

(開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和2年度大磯町教育委員会第7回定例会を開催いた します。

本日の会議の内容ですが、協議事項2件、報告事項4件でございます。

本日は5名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規 則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩いたします。

~ 休憩 ~

【令和2年度第6回定例会の議事録の承認】

教育長) それでは、はじめに「令和2年度第6回定例会議事録」の承認をお願いい たします。

「令和2年度第6回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりですけれども、よろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和2年度第6回定例会議事録」については、ご承認いただいたものといたします。

【教育長報告】

教育長) 続きまして、教育長報告をさせていただきます。

それでは、9月定例会開催後の令和2年9月25日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

はじめに、毎年、実施しております秋の運動会についてであります。

9月25日には、大磯幼稚園とたかとり幼稚園、そして、10月2日には、国府小学校において、運動会が実施されました。

10月10日の大磯小学校における運動会については、台風14号が上陸はしなかったものの、関東に接近した影響による荒天のため、10月17日、明後日に延期としております。

運動会については、例年であれば、全学年が同じ土俵の中で、それぞれのチームが一丸となって力を注ぎ、多くの保護者や来賓の方々が見守る中で、日頃の練習の成果を発揮しておりましたが、本年については、新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止の観点により、来賓の方々の招待は行われず、学年ごとに実施する時間帯を分けるなどの対応により、園児・児童及びその保護者のグラウンド内に入る人数を制限した中で実施したという状況であります。

次に、9月1日から約1ヶ月間にわたり開催しておりました「令和2年第3回9月 大磯町議会」が閉会いたしました。議会の審議内容につきましては、後ほど事務局より報告いたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策については、引き続き、気を緩めることの

ないよう「必要に応じてマスクの着用」や「手洗い」など、基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を徹底し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつ、教育活動を継続してまいります。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、9月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに 関すること、専決した事項に関することについての報告はございません。

本日の報告は、以上でございます。

【協議事項第1号 大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針の改 定版について】

教育長) それでは、議事に入ります。はじめに、協議事項第1号「大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針の改定版について」、事務局より説明をお願いします。

学校教育課副主幹) 協議事項第1号、大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取り組み指針の改訂案についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取り組み指針の改訂の概要について記載しております。

改訂の趣旨については、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要 領の改訂内容を反映させること、及び令和元年度の全国体力・運動能力、運動習慣等 調査の集計結果に基づく、児童・生徒の体力・運動能力・生活習慣の分析を行うこと でございます。

続きまして3ページ、新旧対照表をご覧ください。こちらで主な改定箇所をご説明いたします。

ページが飛びまして、5ページをご覧ください。改定箇所が下線にて示されております。

令和元年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の集計結果に基づく、児童・生徒の体力・運動能力・生活習慣の分析を記載いたしました。

小学校第5学年、中学校第2学年で実施されました調査の体力合計点については、 神奈川県平均及び全国平均と同じレベルでございました。

また、中学校第2学年の運動部への所属割合は男子52.9%、女子56.3%であり、全国と比較すると低いものの、「一週間の総運動時間」の平均は、男子女子ともに全国の平均を上回っていました。

加えまして、小学校第5学年の「一週間の総運動時間」の平均は、男子は全国を上回っているものの、女子は下回る結果となっております。

次に8ページをご覧ください。四角で囲まれておりますのが、幼稚園教育要領の健康領域のねらいですが、こちらは(3)が「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。」に変わったことを反映いたしました。

次に9ページをご覧ください。

小学校学習指導要領総則に変更がありましたので、こちらも反映いたしました。主な箇所は、四角囲みの2行目後半の、「健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの 実現を目指した教育の充実に努めること」が追加されています。

また、小学校体育科の目標にも変更がありました。主な箇所は、体育科で育てる資

質・能力がより明確化されたところです。(1)から(3)まで具体的に記載されております。

続きまして12ページをご覧ください。

こちらは中学校学習指導要領総則及び中学校体育科の目標の変更を反映させました。主な変更箇所は、小学校と同様でございますので省略させていただきます。

次に 15 ページをご覧ください。資料 2 にて、取り組み指針の改訂版を添付いたしました。

新旧対照表にて説明いたしました変更点を反映させております。

大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針の改訂案の説明については以上となります。

ご審議どうぞよろしくお願いします。

教育長) それでは、事務局から説明がありましたとおり、協議事項第1号「大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針の改定版について」、協議したいと思います。ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

各委員) なし。

教育長) それでは、以上の意見を踏まえたものを「大磯町学校教育における子ども の体力向上に向けた取組指針改定版」として、最終的に調製したいと思います。

【協議事項第2号 令和2年度大磯町教育委員会の点検・評価(案)について】

教育長) 次に、協議事項第2号「令和2年度大磯町教育委員会の点検・評価(案) について」、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長) 協議事項第2号 令和2年度大磯町教育委員会の点検・評価案について、概要を説明いたします。

はじめに、委員の皆様、これまでの点検・評価活動をありがとうございました。本 日は冊子の形にまとめましたので、ご協議をよろしくお願いいたします。

それでは、案である協議資料をご覧ください。まず、表紙から 2 枚おめくりいただきまして、1 ページ目は目次であります。続いて 2 ページ目から 4 ページ目までは、「はじめに」と題して、教育委員会の制度や仕事内容、点検・評価の趣旨と対象、点検・評価の流れについて記述しております。

5ページから22ページまでは、令和元年度の教育委員会活動状況について、項目別にまとめたものであります。23ページから28 ページまでが、令和元年度の教育委員会活動の各項目について、教育委員の方々、自らの評価として、内部評価を行った結果であります。

29ページから37ページまでは、外部評価者2名による内部評価の妥当性についての評価と指導・助言をしていただいた内容となります。この関係については、少し説明を加えさせていただきます。まず、29ページ(1)教育委員会議であります。内部評価の妥当性について、外部評価委員お二人とも①、②、③、⑤、そして総合評価の項目では、内部評価は妥当である、としております。しかし、④の「教育委員会議が、地域住民にとって身近なものとなっているか」については、「『傍聴が少ない』とありますが、地域住民が教育に関心がないというわけではないであろう。地域住民との接触機会を積極的に活用していくという方向性が示されているので、そのことに期待したい。一方、限られた日時の中で開催せざるを得ないことは承知している。以前、会場を変えて開催したこともあるが、傍聴者を増やすのであれば会議の場所や開催時間などについて検討してみることも考えられる。評価は『B』であるが今後に期待したい。」というご意見と、「教育委員会議を地域住民にとっていかに身近なものにす

るかが重要である。開催に関する努力は認められるものの、会議の傍聴者数が少ないなど評価『B』は致し方ない。」というご意見をいただいております。

この指導・助言といたしましては、「年度末になって全国に急速に拡大していった 新型コロナウイルス感染症に対し、緊急かつ適切な対応が求められ苦慮されたことと 推測される。学校等の休校措置に伴う学力保障や教師と子どもたちとのコミュニケー ションをどのようにとるかといった課題など、今まで経験することのなかった事態へ の対応が求められた。こうした困難な状況のなかで、委員や事務局のみなさんがその 対応に腐心されたことと推察する。この感染症は、今後の収束も見通せず、長期にわ たることも予想されるが、引き続き適切且つ迅速な対応をお願いしたい。」

続いて、「地域住民にとって身近なものとなっているか」について、傍聴者の多寡は評価の一つの基準ではあろうが、そのことだけにこだわらず、「住民に身近なものになっているか」を意識しつつ、「課題に対する改善点等」に記されている「地域懇談会や行事等を通して、地域との意見交換を図り、問題の素早い対応に努めると共に、今後の教育行政を推進していくにあたっては、町民の視点から議案・報告事項等の振り返りを行い、常に教育施策の方向性をホームページ・広報誌等を通じて示し、教育委員会の存在を身近な委員会になるよう工夫していきたい。」、このような対応策をとっていくことでよいのではないか。

続いて、「今日の多様化・複雑化する教育課題に対して、教育委員会議、教育行政の運営、地域住民への対応などへ取り組む姿勢ならびにその実行は適切であり、その成果も認められる。」

続いて、「『総合教育会議』の趣旨を踏まえ、大所高所の視点から教育行政に取り組めるように機能することが望ましい。」、「教育委員会が地域に開かれたものになるために、地域住民の傍聴者数を増やすなど、より一層の努力が必要となるであろう。そのために、開催方法や開催日時等の工夫を始め、従来からの取り組みだけでなく、地域住民の意見が吸い上げやすいような新たな仕組みの工夫が必要と考える。」などのご意見をいただいております。

次に、31ページをお開きください。(2)事務連絡調整会議であります。内部評価の妥当性について、外部評価委員お二人ともすべての項目で内部評価は妥当である、としております。指導・助言では、「時間的な制約があるなかで勉強会の開催などに取り組んでおり、この会議に意欲的に取り組んでいる様子が感じられる。」

続いて、「今後、多岐にわたり複雑で解決が困難な課題も予想されるが、迅速な情報の収集と提供に努め、さらにこの会議が充実することを期待する。」、「定例の教育委員会や総合教育会議の円滑な運営のためには不可欠となっており、有効に機能していることが確認できる。」、「教育委員および事務局との連絡調整を密にしてさらに効果的に機能することを期待するものである。」などのご意見をいただいております。

次に、33ページをお開きください。(3)意見交換会・懇談会についてです。内部評価の妥当性については、外部評価委員お二人について、表現の仕方に違いがある項目もありますが、基本的には、内部評価は「やむを得ない。」もしくは「致し方ない。」というような評価となっております。このような評価となった説明として、総合評価では、「意見交換会や懇談会への参加の意義を十分認識し、意見・要望等を教育行政の意思決定に生かそうとしていることは評価できる。しかし、学校、町民、行政が一体となって子どもたちの成長を支えていくための目標やビジョンが共有化されるまでには、もう少し時間が必要ではないか。」

続いて、「地域との意見交換や懇談会の実施は重要であり、様々な多様化・複雑化する教育の課題解決には不可欠である。ただ、一方で限られた時間のなか、懇談会等

を企画し開催し、その解決に向かうことはなかなか難しいことも事実である。」など のご意見をいただいております。

こちらの指導・助言といたしましては、「不登校等支援が必要な子どもたちへの支援として教育研究所が新しくスタートしたが、内容の充実を図るとともに子どもたちや学校・関係団体・地域住民に周知し、支援の必要な子どもたちが気軽に訪れることができるような施設となることを希望する。」

続いて、「意見交換会や懇談会は、各学校の現状や地域が抱えている様々な課題を 共有する機会として非常に重要なものである。」

続いて、「中学校における部活動の問題は喫緊の課題であろう。教員の勤務形態の問題、生徒の活動に関する問題などは学校と保護者を交えて議論しなくてはいけないものである。文部科学省が推進する「部活動指導員」の制度化なども積極的に検討すべき内容である。」

続いて、「こうした懇談会の実施を踏まえて、問題点を整理し解決することで、大 磯町として他の自治体に先駆けて教育行政の新しい方向性を提示できるよう期待して いる。」などのご意見をいただいております。

次に、34ページをご覧ください。

34ページについて、申し訳ございませんが、訂正がございます。下から7行目のところに、ひらがなの「い」に訂正線が引いてある部分がございますが、この部分は削除となります。

(4) 訪問(学校・幼稚園・保育園)について説明いたします。内部評価の妥当性については、外部評価委員お二人について、表現の仕方に違いがある項目もありますが、項目①については、内部評価に対して妥当であるとしております。項目②については、内部評価は「やむを得ない。」もしくは「致し方ない。」となっております。このような評価となった説明として、総合評価では、「現場の共通意識は身近な問題として認識できたようであるが、課題の中には一朝一夕には解決できないものや行政に反映されにくいものもある。」

続いて、「各教育委員による精力的な学校訪問が実施されていることがわかる。学校現場から吸い上げられた課題が直ちに解決に至ることはなかなか難しいと思われるが、地道な取り組みが行われている。」などのご意見をいただいております。指導・助言では、「教職員の声を大切にしていこうとする姿勢を継続しつつ、教職員の働き方改革、心のケアについても、今後も十分留意していっていただきたい。」、「教育委員会が正しく意思決定するためにも、各学校の現状をきめ細かく聴き取ることは教育委員自ら学校現場の問題点を認識する上で非常に重要である。教育委員による学校訪問は、学校現場そして教育委員双方にとって極めて有意義なものである。今後とも積極的に取り組んで頂きたい。」

続いて、「教育研究所のとりわけ教育支援室『つばさ』の活用など、多様な子どもたちへの支援の充実も大磯町での環境が整ったので、今後の有効な運用が望まれるところである。」

続いて、「今後ともこのような訪問により細かな要望も含め、可能な限り、教育行 政への反映に心がけていただきたい。」などのご意見をいただいております。

次に36ページをお開きください。(5)訪問、行事等についてです。内部評価の妥当性については、外部評価委員お二人ともすべての項目で内部評価は妥当である、としております。指導・助言では、「行事等での訪問の機会を積極的に活用し、そこでの意見交換を通し、地域との連携の強化や今後の教育施策に生かそうとする意欲が感じられる。」

続いて、「大磯町という全国に誇れる環境をもつ地域として、様々な行事や地域住民との協力を通して教育のさらなる充実をめざしていただくことを願っている。」などのご意見をいただいております。

外部評価につきましては、以上です。

次に、38ページから55ページまでは、令和元年度教育委員会基本方針に基づく施策について、教育委員会事務局で評価した内容に係る教育委員によるその妥当性と改善事項等のご意見となっています。教育委員による評価の妥当性についての判断は、多数意見や事務局評価を基本に整理しましたが、文章表記につきましては、委員の皆様の記述を原則そのまま記載いたしました。記述事項について修正すべき点や加筆すべき点などがありましたら、後ほどご協議いただきたいと思います。

最後に、56ページから63ページまでは資料編です。関係法令、教育委員会定例会議事録のホームページアドレスの案内、令和元年度教育委員会基本方針を参考資料として掲載しています。

点検・評価(案)の説明は以上です。

なお、今後の予定になりますけれども、本日ご協議いただきます内容も反映させて 最終的な案を作成し、11月の教育委員会定例会にてご審議いただき、最終決定とさせ ていただく予定です。

それでは、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) それでは、事務局から説明がありましたとおり、協議事項第2号「令和2年度大磯町教育委員会の点検・評価(案)について」、協議したいと思います。ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

各委員) なし。

教育長) よろしいでしょうか。それでは、来月の定例会で最終的に決定したいと思います。

【報告事項第1号 令和2年度第3回(9月)大磯町議会定例会について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。それでは、報告事項第1号「令和2年 度第3回(9月)大磯町議会定例会について」、事務局より報告をお願いします。

教育部長) 報告事項第1号、令和2年第3回(9月)大磯町議会定例会について、 概要をご報告いたします。資料に基づき報告させていただきます。

会期は、9月1日から9月29日まで29日間の日程で行われました。

資料表紙の裏面になりますが、資料目次となります。

それでは、資料の1ページをお開きください。1ページから2ページが提出議案の一覧です。

件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連でございます。

なお、三角が付いております議案第 35 号については、政策課が主管課等になりますが、幼児教育・保育の無償化に係る規定の改正を行うものでございますので、概要報告をさせていただきます。

それでは、議案の審議概要について、ご報告いたします。

3ページをご覧ください。

議案第 35 号「大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例」の議案書でございます。

こちらは、本年8月の教育委員会第5回定例会において、ご報告させていただいた案件でございますが、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴

い、大磯町私立幼稚園就園補助金交付要綱の廃止により、私立幼稚園の就園補助金の交付に関する事務による個人番号の独自利用を行う必要がなくなったため、規定を削除するものでございます。

本案につきましては、吉川諭議員、鈴木京子議員からそれぞれ1問の質疑ののち 採決が行われ、賛成全員により原案どおり可決されました。

次に5ページ、6ページをご覧ください。

議案第 38 号「大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の議案書でございます。

本案につきましては、竹内恵美子議員、鈴木京子議員、吉川諭議員、渡辺順子議員からそれぞれ2問の質疑があり、討論ののち採決が行われ、賛成者少数により原案は否決されました。

次に7ページから10ページをご覧ください。

議案第 39 号「大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例」の議案書でございます。

本案につきましては、鈴木京子議員から4問、吉川諭議員から2問、石川則男議員から1問、玉虫志保実議員から1問の質疑があり、討論ののち、採決が行われ、 賛成者多数により原案どおり可決されました。

次に、11ページから13ページをご覧ください。

議案第41号「令和2年度大磯町一般会計補正予算(第6号)」の議案書と説明資料でございます。

12 ページ、13 ページの件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連の補正予算となります。

こちらは、本年8月の教育委員会第5回定例会においてご審議いただき、ご承認 をいただいた案件でございます。

まず、歳入はNo.6の学校教育課、雑入で東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会の延期に伴うチケット売上代の減でございます。

次に、歳出でございますが、No.13 の学校教育課、学校教育指導振興事業で、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の取消に伴う企画料に係る中学校への補助金の増、No.14 の学校教育課、オリンピック・パラリンピック教育事業で東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う普通旅費、消耗品費の減に伴う予算を計上するものでございます。

教育委員会関係では、2人の議員から質疑がございました。

質疑の内容としましては、吉川諭議員から補助金を支出する中学校の校数、保護者の負担について、柴崎茂議員からは、大磯、国府中学校の生徒一人当たりの企画 取消料の金額と人数、企画取消料を求めている旅行会社名について質疑がありました。

その後、本議案は直ちに討論、採決が行われ、賛成者多数により原案どおり可決されました。

次に、15ページから33ページまでが、議案第45号「令和元年度大磯町一般会計歳 入歳出決算の認定について」に係るものです。

15ページから20ページをご覧ください。

議案第 45 号「令和元年度大磯町一般会計歳入歳出決算の認定について」の議案書と「令和元年度大磯町一般会計歳入歳出決算書及び附属書類 (I)」の抜粋資料でご

ざいます。

また 21 ページから 33 ページまでが、「令和元年度大磯町歳入歳出決算説明書(Ⅱ)」の抜粋資料でございます。

議案第 45 号「令和元年度大磯町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、令和 2年第3回(9月)大磯町議会定例会の初日である9月1日に議案上程され、9月8日の総括質疑後に決算特別委員会が設置され、審議が付議されました。

なお、令和元年度の決算審査から審査方法が変更となり、従前の各常任委員会所 管の部単位での審査から課ごとの審査へと変更になりました。

教育委員会の学校教育課、生涯学習課、図書館、郷土資料館の審査につきましては、9月18日に、学校教育課が10時35分から、昼休憩をはさみ、生涯学習課等が13時59分から16時05分まで行われました。

主な決算審査における質疑は、学校教育課に関しては、鈴木たまよ議員からコミュニティ・スクール推進体制構築事業、学校教育指導振興事業について、二宮加寿子議員から教育研究所維持管理・運営事業、学校図書館運営事業について、石川則男議員から小学校費、中学校費それぞれの学校施設設備維持事業について、鈴木京子議員から学校給食運営事業、健康管理事業、支援教育推進事業について、渡辺順子議員から児童・生徒指導支援事業、電磁波による健康被害への影響について、柴崎茂議員からは負担金補助及び交付金の内容や効果等についてでございました。

生涯学習課に関しては、二宮加寿子議員から図書館資料整備事業、郷土資料館学芸活動事業について、飯田修司議員から文化財保護事業について、鈴木京子議員から文化財保護事業の試掘調査、図書館維持管理事業について、鈴木たまよ議員からは青少年指導員連絡協議会運営事業、教育普及企画展事業についてでございました。同日の16時15分から決算特別委員会における討論ののち、採決が行われ、挙手者少数により、決算特別委員会としては不認定と決しました。

その後、令和2年第3回(9月)大磯町議会定例会の最終日である9月29日に本会議場にて、決算特別委員会の委員長報告に続き、討論と採決が行われ、賛成者多数により、原案どおり可決されました。

次に35ページをご覧ください。

議案第50号、51号「財産の取得について」の議案書でございます。また、36ページから38ページまでが、議案第50号、51号の説明資料でございます。

こちらは、本年7月、8月の教育委員会第4回、第5回定例会においてご報告させていただいた案件の関連議案でございます。

本議案は、GIGA スクール構想に係る小学校及び中学校の教育用コンピュータ等備品購入にあたり、財産の取得のため、条例に基づく議会の議決を求めるものでございます。

教育委員会関係では、6人の議員から質疑がございました。

主な質疑内容につきましては、飯田修司議員から国の補助対象額、小学校低学年へのキーボード一体型ケースの付属理由、充電保管庫について、鈴木たまよ議員からは、購入物品に係る積算額、物損保険と保守委託の内容、ICT 支援員について、二宮加寿子議員からは、学習活動支援ソフトの内容について、吉川諭議員からは、学習活動支援ソフトに係る契約内容、学習活動支援ソフトのアップデート、タブレットで活用できるアプリ等について、渡辺順子議員からは、iPad を選択した理由、キーボードー体型ケースを付属したメリット、中学校における無線LANアクセスポイントについ

て、鈴木京子議員からは、来年度からの使用開始に向けた準備内容、児童生徒の使用 に関する管理、タブレット端末のメモリ容量、既存端末と新規端末との導入に係る影響、端末の補償内容、電気使用料及びインターネット接続料、債務負担行為の内容に ついて質疑がございました。

その後、本議案は直ちに討論、採決が行われ、賛成者多数により原案どおり可決されました。

続いて、9月8日に行われた総括質疑の概要についてご報告いたします。 39ページ、40ページが総括質疑の通告内容で、アンダーラインの部分が教育委員会

質問議員は、渡辺順子議員1名で1問の質問があり、質問内容は記載のとおりでございます。

町長からは、令和元年 10 月に始まった幼児教育・保育の無償化は子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を目的の一つとして、幼稚園、認可保育所、認定こども園や家庭的保育事業等で教育保育を受ける子どもに加え、保育の必要性が認められた場合には認可外保育施設を利用する子どもについても対象とし、保護者への制度の周知を丁寧に行ったことから、各種サービスの給付について、十分に活用いただいていると考えていること、また、いわゆる保育の質の低下が社会的に懸念されていましたが、大磯町においては、保護者の状況に寄り添い対応を行ったことで、事業者や保護者からの質の低下に係る連絡や相談は受けていない旨の答弁がありました。

続いて、9月10日、11日に行われた一般質問の概要についてご報告いたします。 41ページから45ページまでが一般質問の通告内容で、アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問でございます。

7人の議員から11間の質問がありました。

41ページをご覧ください。

関係の質問でございます。

飯田修司議員から、初めに「小・中学校のエアコン設置におけるリース契約を再 度問う」として、記載のとおり質問がございました。

町長から、令和元年9月から4校一斉にエアコンが使用できる環境を整えるため、 平成30年3月議会において、空調設備借上料の債務負担行為を認めていただいた経 緯がある旨、令和2年6月議会の一般質問と繰り返しの答弁がありました。

続いて教育長から、1点目、県内では国の特例交付金制度を活用して買取り設置を選択した自治体やリース契約を選択した自治体など、対応は様々であったと把握していること、2点目、リース契約を選択した理由として、子どもの学習環境をより良いものとすることを目的に、令和元年9月から4校一斉にエアコンを使用できる計画を実行するためには、専門的知識を有する事業者からの提案を受け、設計、工事、保守を含んだリース契約を選択することは財政的負担や職員の事務負担の軽減の面からも適切であると総合的に判断して決定したこと、3点目、飯田議員の質問に対して、時期的な認識に誤りがある点を指摘したものである旨、令和2年6月議会の一般質問と繰り返しの答弁がありました。

再質問として、リース契約よりも国の補助金が得られる買取りを選ばなかった理由、プロポーザル方式で事業者を決定したこと、債務負担行為で計上した経費等の質問がありました。

次に、「旧吉田茂邸の構造の欠陥をいつまで放置するのか」として、記載のとおり 質問がございました。 町長から、令和元年9月議会の一般質問と同様に旧吉田茂邸再建事業については、 適正な手続きの下に行われ、建物の構造等に欠陥はなく、部材の変更もしていない 旨の答弁がありました。

続いて教育長から、設計及び工事については、専門的な実績を積む事業者により 適正に進められ、建物引渡しから開館4年目となる現在まで建物の構造等に変更を 加えたことは一切なく、完成図面である旧吉田茂邸再建工事完成図と相違点はなく、 また、実証という現場立ち合いの件については、飯田議員からの正式な依頼を待っ ている状況である旨の答弁がありました。

再質問として、情報公開で請求した資料の内容について、柱の部材変更について 等の質問がありました。

次に、「中学校給食施設建設計画は」として、記載のとおり質問がございました。 町長から、令和元年 12 月議会で提案した中学校給食施設新設に係る基本設計委託 料が否決となり、議決の重みを深く受け止めていること、新型コロナウイルス感染 症拡大の影響を受け、予定通りの進行とはなっていないが、大磯町立中学校給食施 設建設準備会を2回開催した旨の答弁がありました。

続いて教育長から、大磯町立中学校給食施設建設準備会を開催し意見をいただき、教育委員会定例会で協議を行うなど、中学校給食については、自校方式による再開に向けて早期に基本設計の予算案を計上できるように準備を進めていること、小中学校の校舎については、計画的に保全工事を行い、長寿命化を図っていき、大磯らしい大磯に合った教育を進めるため、保護者や学校との話し合いを行い、教育委員会として協議を深め、教育施策を進める旨の答弁がありました。

再質問として、中学校給食の計画再考について等の質問がございました。 41ページ、42ページをご覧ください。

次の議員は、竹内恵美子議員で、「学校給食費の公会計化について」として、記載のとおり質問がございました。

町長から、現在町では、学校が学校給食費の徴収管理業務を行っていること、文部科学省のガイドラインと中央教育審議会の答申を受け、学校給食費の公会計化に向けて教育委員会事務局において検討を行っている旨の答弁がありました。

続いて教育長から、1点目、学校給食費の食材費として保護者から毎月、小学校が口座振替により徴収し、管理を行い、食材の納入業者へ支払いを行っていること、2点目、学校給食費は町の公会計、学校の私費会計で行うかは、学校の設置者である地方公共団体の判断に任せられている一方で、文部科学省のガイドラインや中央教育審議会の答申の中で、公会計化することで、教職員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、徴収管理業務の効率化が図られることから、公会計化の必要性が示されている中で、町の会計方法に基づいた管理運営を行う必要性からシステム整備や人員配置などの課題があり、中学校給食の再開時を目標に小学校と合わせて公会計化を導入できるように整理、検討を進めていきたいとの答弁がありました。

再質問として、口座振替ができなかった時の対応、学校の事務体制の状況、給食費の滞納状況、今後の公会計化に向けた検討体制の整備、保護者への周知について等の質問がございました。

42ページをご覧ください。

次の議員は、二宮加寿子議員で、「新しい生活様式に向けた施策について」として、 記載のとおり質問がございました。 町長から、不特定多数が訪れる図書館や郷土資料館などにおいては、訪れる方が来館前に施設の密の状況をオンラインなどで確認できるシステムは導入できていないが、感染症予防対策としてICTの活用は有効な手段であると考えるので利用者のニーズや費用対効果などを研究する必要があること、文化芸術活動については、様々な催しが中止や延期となり、活動の大幅な縮小を余儀なくされ、今後の新しい生活様式への対応も考慮し、大変厳しい状況に置かれていると認識している旨の答弁がありました。

続いて教育長から、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を定めた開館方針に基づき感染症対策を図ったうえで施設利用を再開しており、今後も生涯学習計画に基づいた様々な文化芸術活動を推進するため、文化芸術活動の支援に努力するとの答弁がありました。

再質問として、オンラインによる施設の予約等について、図書館における感染防止対策の現状、書籍消毒器の導入、今後の文化芸術活動に関する推進体制について 等の質問がございました。

43ページをご覧ください。

次の議員は、石川則男議員で、「中学校給食施設建設準備会と大磯町公共施設再編について」として、記載のとおり質問がございました。

町長から、平成 29 年 3 月に町が所有する公共建築物と道路などのインフラ施設全てを対象とする大磯町公共施設等総合管理計画を策定し、平成 30 年 3 月には各施設の具体的な方向性や将来の対策について定めた大磯町公共施設等第 1 期個別施設計画を策定しており、事業実施に関しては総合計画との整合性を図りながら進めるとの答弁がありました。

続いて教育長から、1点目、新K案の給食室と体育館の間の道幅が 3.7mになることについて、避難路に限定したことではなく、現在も校舎と体育館の間の通路は西側から登下校する生徒が昇降口に行くための主要動線となっていること、2点目、調理の作業工程や作業動線等で交差しない動線を確保することが難しいこと、3点目、4点目、中学校給食施設建設準備会は町の学校や給食のことを理解され、知見を有している方を構成員に、中学校の敷地内に給食施設を建設することに対して意見交換を行う目的で設置した会議であること、さらに、必要に応じて学校給食関連の法令等の情報提供と合わせ、他市町村の給食実施に係る資料も事務局から提供すること、5点目、長寿命化に向けた維持保全を計画的に進めるため、学校教育施設の個別施設計画を策定する準備を進めたいとの答弁がありました。

再質問として、効率化とコスト削減に係る考え方について質問がございました。 43ページ、44ページをご覧ください。

次の議員は、吉川諭議員で、初めに「コミュニティ・スクールの進捗と来年度以降の取り組みについて」として、記載のとおり質問がございました。

町長から、大磯町総合教育会議において、地域と学校との関わり方について、コミュニティ・スクールを取り上げて協議したこと、今後、コミュニティ・スクールの制度を含め、広く周知していく必要性を感じている旨の答弁がありました。

続いて教育長から、1点目、コミュニティ・スクール推進協議会を設置し国県の補助金を活用しながら研究を進めており、令和元年度は協議会を3回開催し、講演会や先進校視察を通じ、コミュニティ・スクールの意義や必要性、具体的な形態について理解を深めたこと、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により

協議会が開催できていない状況だが、早期の設置に向けて準備を進めたいこと、2点目、令和2年1月にコミュニティ・スクールマイスターを講師に、保護者や地域の方に向けた講演会を実施し、概要や制度の趣旨などを学んだこと、令和2年度も引き続き、制度の趣旨などを理解していただくための講演会の実施を予定していること、3点目、子ども達を取り巻く環境の変化や学校が抱える課題が複雑化、困難化する傾向が早まっていることから、令和3年度の設置を目指していきたいこと、その際、学校と地域を繋ぐ核となる人材の発掘を手始めに連携、協働体制を構築していきたい旨の答弁がありました。

再質問として、コミュニティ・スクール推進協議会の構成員について、意義や必要性について、分かりやすく親しみやすい名称使用について、組織としての設置形態について、来年度に向けた準備や今後の進め方について等の質問がございました。次に、「公共施設再編方針等と町の取り組みとの整合性について」として、記載のとおり質問がございました。

町長から、学校教育施設については、将来的に少子化が進めば統廃合等を検討する場合もあるが、現時点においては長寿命化に向けた計画的な保全管理を進めること、中学校給食施設については、新たに学校教育施設として建設を行う施設となることから、既存校舎の長寿命化との調和を図りながら考えていくこと、小学校給食施設については、校舎と一体的に維持保全を実施し、長寿命化を推進していく旨の答弁がありました。

続いて教育長から、教育施設の老朽化対策について、各校からの要望に基づき現状を把握した上で予算要求を行うとともに、突発的な修繕対応を必要とする事案に対しては優先順位を付けて対応している状況だが、児童生徒の安全を確保した上で安心して教育を受けられる環境を整備するため、文部科学省から令和2年度中の策定を求められている個別施設ごとの長寿命化計画の策定に努めること、将来的に施設を集約し維持管理していくことにより老朽化の解消を図ることの検討は必要と考えていること、ICT機器を活用した学校教育の充実やコミュニティ・スクールの導入など魅力ある、特色のある教育を展開するためにハード面とソフト面の両輪で検討していく必要があること、また、給食施設については、小学校では施設の修繕や調理機器の更新は随時実施していること、施設本体は校舎の改修工事に合わせて維持保全を行い長寿命化を推進していく予定であること、中学校においては、敷地内に施設を整備する自校方式での再開に向けて準備を進めており、その他の施設の長寿命化と合わせ、総合的に考えて進めていきたい旨の答弁がありました。

再質問として、学校教育施設の集約化や複合化を含む今後の具体的な方向性について等の質問がございました。

44ページ、45ページをご覧ください。

次の議員は、柴崎茂議員で、「大磯町は真実住むに値する町か」として、記載のとお り質問がございました。

町長から、通学路を含めた交通安全対策については、町、警察、町民の皆さんがともに連携し、一人一人が継続的に取り組むべきであり、児童生徒を交通事故から守るため、大磯警察署と今後も協力し安心、安全なまちづくりを進めること、色あせた横断歩道の修復については、大磯警察署において、現地確認を行いながら適切な対応を取っていただいていること、押しボタン式の信号機の感応速度の変更については、交通量などを考慮し切り替わりの時間設定が行われており、子ども達の通

学路と自動車などの通行全体を配慮した上で、適切に対応していただいていると認識している旨の答弁がありました。

続いて教育長から、大磯町通学路交通安全プログラムに基づき、児童・生徒の通学路の具体的な安全対策に向けた取組みが行われており、小学校においては、集団下校訓練を実施し、教職員が子ども達と一緒に歩きながら、通学路を安全に下校するよう指導も行っていること、さらに、広く地域の方々に登下校の見守りのご協力をいただき、安全確保が図られていること、また、義務教育関係者の生徒に対する差別行為については、町立中学校修学旅行の際にも差別行為をしたという事実は無かったと認識していること、教職員においては、資質、能力の向上のための様々な研修の中で、人権に関する研修があり、児童・生徒の人権を尊重し差別しないことを繰り返し学ぶ機会があること、教職員が一丸となって各校の教育目標に向かい、児童・生徒に向き合って適切な指導に当たっていると認識している旨の答弁がありました。

45ページをご覧ください。

次の議員は、鈴木京子議員で、初めに「新型コロナウイルス感染症拡大防止策について」として、記載のとおり質問がございました。

町長から、町全体の取り組みとして、令和元年度予算の予備費を充当して予算措置を行い、手指や物品等を消毒するためのアルコールや次亜塩素酸ナトリウムなどの消毒薬を購入したこと、町民の皆さんがコロナ禍でも安心して生活できるよう、今後も必要に応じて衛生物品等を購入していく旨の答弁がありました。

続いて教育長から、令和2年8月、文部科学省より、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改訂があり、日常の清掃活動の中で消毒の効果を取り入れる考え方が示され、教職員のほか、教育支援員などの協力のもと、消毒作業にあたっており、各施設の消毒作業に伴う消耗品を購入する予算計上は町が行い、スクールサポートスタッフや学習指導員など消毒等による教育現場の負担増の改善に対する人員配置の増員に係る予算措置は神奈川県が対応している旨の回答がありました。

再質問として、教職員の負担軽減についての質問がございました。

次に、「中学校給食について」として、記載のとおり質問がございました。

町長から、中学校給食施設の建設場所については、教育委員会の定例会において、 大磯町立中学校給食施設建設準備会での意見も踏まえ、候補地の中から決定する旨 の答弁がありました。

続いて教育長から、登下校や災害時の避難経路を含め、学校運営に対する影響が少ない場所であり、給食調理員が安全に効率よく作業できる面積の確保が建設場所を決める観点になること、また、様々な理由により弁当の持参が困難な家庭に対して、中学校給食を再開するまでの間、支援が必要であると考えていることから、昼食を提供できる手段の検討とともに、学校からの要望等を聞き取りながら牛乳給食の調整を行っている旨の答弁がありました。

再質問として、コスト面を考慮した給食施設建設場所の決定について、昼食支援 や牛乳給食の実施に向けたスケジュールについて等の質問がございました。

続いて、47 ページ、48 ページが、令和2年第3回(9月)大磯町議会定例会における陳情に係るものです。

47ページの下段をご覧ください。

大磯町議会議長に提出された教育委員会関係の陳情でございます。陳情者は中地区 教職員組合 執行委員長 小嶋豊綱氏で、陳情は「少人数学級編成の実現をはじめと する教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める陳情」で、陳情 趣旨は、記載のとおりの内容でございます。

本陳情は、令和2年第3回(9月)大磯町議会定例会の会期中である9月4日に開催された福祉文教常任委員会で審査され、採択となったことから、令和2年第3回(9月)大磯町議会定例会の最終日である9月29日に47ページの上段と48ページに掲載のとおり、意見書案第3号として提出され、採決の結果、賛成者多数により、原案どおり可決されました。

なお、同じく9月4日に審査された、私塾まきば保護者有志 代表 古部聡美氏提 出の「幼児教育・保育の無償化に関わる陳情」については、趣旨採択という審査結 果でございました。

令和2年第3回(9月)大磯町議会定例会の概要報告については、以上でございます。なお、本議会の会議録は、後日町のホームページに掲載されますので、詳細についてご確認くださるよう、お願いいたします。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があれば お願いします。

各委員) なし。

【報告事項第2号 小学校給食調理業務等委託について】

教育長) 次に、報告事項第2号「小学校給食調理業務等委託について」、事務局より 報告をお願いします。

学校教育課長) それでは、「報告事項第2号 小学校給食調理業務等委託について」 説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

まず、「1 現状」について説明いたします。

現在、小学校の給食運営は、大磯小学校、国府小学校ともに学校の敷地内にある給食施設において、自校方式にて、町で採用した給食調理員が調理等を行う直営方式で行っております。給食調理員の配置状況は、令和2年4月現在で、大磯小学校は再任用職員が2名、会計年度任用職員が8名の合計10名、そして、国府小学校は再任用職員が1名、任期付職員が2名、会計年度任用職員が7名の合計10名で給食の調理を行っております。

次に、「2 背景」について説明いたします。

給食調理業務等委託を行う背景については、第1次から第3次に続いて策定された 大磯町第4次定員適正化計画において、技能労務職については、退職不補充を原則と する中で、民間活力を活用するなど、組織機能の低下を招かないよう体制の整備を進 めるとなっております。その中で、小学校給食調理員においても、業務委託の方向性 が示されております。この方向性に基づき、教育委員会事務局において、業務委託に 向けて検討を進めて参りました。今後の再任用職員の退職予定人数につきましては、 令和3年度末に1名、令和4年度末に1名、令和6年度末に1名となっております。

次に、「3 委託化に向けた取り組み」について説明いたします。

「(1) 委託の内容」につきましては、自校方式を維持し、調理等については、民間への業務委託を行っていきます。委託を行う内容は、食材の検収作業、調理、配膳、

片付け、洗浄、清掃等を予定しております。また、学校給食の献立作成、栄養管理、 食材の選定、発注等は、現在と同様に栄養教諭または栄養士が行ってまいります。

2ページをお開きください。

次に「(2) 委託化のメリット、デメリット」について説明いたします。

まず、メリットとしましては、1つ目に、人事管理業務の減が挙げられます。会計年度任用職員の採用、報酬の支払い等の人事管理業務が軽減されます。2つ目に、適正な人員の確保が挙げられます。職員の年度途中の退職などにより、欠員が生じる期間があるが、常に適正な人員を確保することができるようになります。

次に、デメリットにつきましては、経験豊富な人材の確保できるかが不透明な点が 挙げられます。委託業者により、調理員の資質、能力が左右される恐れがあります。 この点につきましては、仕様書にて対応していきたいと考えております。

次に、「(3) 他自治体の状況」について説明いたします。

昭和 60 年1月に文部科学省から「学校給食業務の運営の合理化について」が通知され、一定の条件のもと、地域の実情に応じた適切な方法により、給食業務の合理化を推進するよう指針が示され、全国的に調理業務等の民間活力の活用が行われています。

大磯町の近隣の自治体の事例では、平塚市学校給食共同調理場、平塚市立小学校、 秦野市立小学校、伊勢原市立小学校、二宮町学校給食センター等で調理業務等の委託 が既に行われております。

最後に、「4 今後の予定」について説明いたします。

令和3年度末で、国府小学校の再任用職員が退職を迎えるため、令和4年度から国府小学校の調理業務等委託を先行的に行うことを想定しています。具体的には、令和3年度に選定委員会を開催し、事業者の決定を行い、令和4年度から調理業務等委託が開始できるよう進めていきたいと考えております。

説明は以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があれば お願いします。

各委員) なし。

【報告事項第3号 公立幼稚園認定こども園化の方向性について】

教育長) 次に、報告事項第3号「公立幼稚園認定こども園化の方向性について」、事 務局より報告をお願いします。

子育て支援課長) それでは、報告事項第3号の「公立幼稚園認定こども園化の方向性について」説明させていただきます。

大磯町では、これまで様々な待機児童対策を講じてまいりましたが、待機児童の発生が続いています。待機児童ゼロを実現するためには、公立幼稚園を認定こども園に移行させる必要があると考えており、現在、検討会を立ち上げ、その方向性について協議していただいております。検討会の協議結果につきましては、あらためて報告の機会を設けたいと考えておりますが、本日はそれに先立ち、公立幼稚園の認定こども園化が求められている背景や現状等について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。本日の目次となっております。

3ページをご覧ください。まず、「なぜ、保育の受け皿となる施設を拡充する必要

があるのか」について、ご説明いたします。

4ページをご覧ください。

こちらは、就学前児童数、年齢でいうと0歳から5歳までの児童数をグラフ化したものです。合計値を示す、一番上の太い折れ線をご覧いただきたいのですが、平成25年の1,422人から令和元年の1,269人にかけて減少傾向にあることがわかります。次に、5ページをご覧ください。

こちらは、保育ニーズ、保育園申込者数のグラフです。合計値を示す、一番上の 太い折れ線をご覧いただきたいのですが、平成 25 年から令和元年にかけて増加傾向 にあることがわかります。

次に、6ページをご覧ください。

このような状況下において、町も待機児童対策を講じてまいりました。その経過をまとめた表になります。認可保育所「サンキッズ大磯」の改修にはじまり、「サンキッズ国府」の新設など、様々な対策を講じてきた結果、平成 25 年の施設定員と比較して 163 人分の定員を増加させることができました。

次に、7ページをご覧ください。

こちらは保育園の利用児童数のグラフとなっております。合計値を示す一番上の 太い折れ線をご覧ください。町の待機児童対策に合わせて、保育園の利用児童数も 増加していることがわかります。

次に、8ページをご覧ください。

こちらは町の待機児童の発生状況をまとめた表です。これまで町の待機児童対策により保育所等の定員数を増やしてきたことをご説明してまいりましたが、それを上回って保育ニーズが増加しており、令和2年度においても 15 人の待機児童が発生している状況にあります。

次に、9ページをご覧ください。

こちらは、近隣自治体における待機児童の発生状況となります。規模はまちまちですが、どの自治体においても待機児童が発生している状況となっています。

ここまでをまとめますと、就学前児童数は減少しておりますが、保育ニーズは増加してきていること、2つ目として、町も待機児童対策を講じてまいりましたが、まだ待機児童が発生しており、待機児童をゼロにしていかなければならないこと、3つ目として、更なる待機児童対策が大磯町に子育て世代を呼び込むことにつながる可能性があること、以上の3点の理由から、保育の受け皿となる施設を拡充する必要があると考えております。

続きまして、10ページをご覧ください。

次に、「なぜ、既存の公立幼稚園を認定こども園化するのか。その規模は。」について、ご説明いたします。

11ページをご覧ください。

こちらは、令和2年度から6年度にかけた就学前児童数の推計です。合計値を示す一番上の太い折れ線をご覧いただくと、緩やかではありますが減少傾向であることがわかります。

次に、12ページをご覧ください。

こちらは、令和2年度から6年度にかけた保育ニーズ(保育園申込者数)の推計です。合計値を示す一番上の太い折れ線をご覧いただくと、ゆるやかではありますが増加傾向にあることがわかります。令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始

したこともあり、今後、更に保育ニーズが高まる可能性もあると考えております。 次に、13ページをご覧ください。

こちらは、待機児童対策を講じなかった場合の待機児童数の推計です。年度によりバラつきはありますが、保育所の待機児童は発生し続け、公立幼稚園を幼稚園の機能と保育園の機能を合わせ持つ「幼保連携型認定こども園」に移行させる必要があると考えております。

次に、なぜ、既存の公立幼稚園を認定こども園化するのかという点をご説明いたします。

14ページをご覧ください。

こちらは、公立の大磯幼稚園の園児数を表したグラフです。園児数が減少傾向にあることがわかります。令和2年度の園児数は98人でした。定員数が180人ですので、約54%の利用率となっています。

次に、15ページをご覧ください。

こちらは、神奈川県内における幼稚園等の利用児童数の推移のグラフになります。 幼稚園園児数の減少傾向は、県内でも同様の状況にあることがわかります。

次に、16ページをご覧ください。

こちらは、県内における保育所等の利用申込率と待機児童数の推移のグラフです。 待機児童数については年度によってバラつきはあるものの、利用申込み率は増加傾 向にあります。保育ニーズの増加についても、大磯町に限った話ではなく、県内全 体的な傾向となっています。

次に、18ページをご覧ください。

こちらは、認定こども園の類型を示した表です。幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育園型認定こども園の3つの類型があります。「幼稚園型認定こども園」はあくまで幼稚園機能がメインで、保育機能は補足的な施設となるため、大磯町の待機児童ゼロを達成するための保育の受け皿としては十分でなく、幼稚園機能と保育機能をバランスよく有する「幼保連携型認定こども園」へ移行した方がよいと考えております。

次に、19ページをご覧ください。

こちらは大磯幼稚園を認定こども園化する際にどのように定員を移行させていくかを表した表です。大磯幼稚園の定員については、現在、通園している園児の皆さんが途中で転園しなければならないようなことがないように段階的に減らしていき、令和6年度の認定こども園開園へ円滑につなげていきたいと考えております。

続きまして、20ページをご覧ください。

大磯町の公立幼稚園は大磯幼稚園とたかとり幼稚園の2園がありますが、大磯幼稚園の方を認定こども園化していきたいと考えております。「なぜ、大磯幼稚園なのか」という点について、説明させていただきます。

21ページをご覧ください。

大磯幼稚園を選択する理由の一つに、「大磯地区における保育ニーズ」が大きいということが挙げられます。就学前児童の居住地区については、大磯地区が約 60%、国府地区が 37%と、大磯地区の方に多く居住している状況があります。また、公共交通機関の大磯駅が大磯地区に偏って位置しているということも大磯地区における保育ニーズが大きい理由の一つとなっています。

次に、22ページをご覧ください。

大磯幼稚園は大磯駅から徒歩4分の距離にあります。大磯町より東方面に通勤する方が多いなかで、大磯駅に隣接する保育施設に対するニーズは大きいものと考えております。

次に、23ページをご覧ください。

大磯幼稚園は1981年に竣工されましたので、築39年が経過しております。一方、たかとり幼稚園は2010年に竣工しましたので、まだ10年が経過したところです。

これまでに民営化してきた公立の小磯幼稚園、国府幼稚園は、竣工から 37~39 年経過したタイミングで民営化されてきております。築 39 年の大磯幼稚園も老朽化に伴い発生する施設維持管理費などを勘案しながら、民営化も含めて認定こども園化を検討する時期に来ております。この点も大磯幼稚園を認定こども園化の対象とする理由の一つとなっております。

続きまして、24ページをご覧ください。

次に、「なぜ、民営化にするのか」について、ご説明いたします。

25ページをご覧ください。

公立とした場合、すぐに施設を新設することは費用面において難しい状況にありますので、既存の施設を長寿命化し、可能な限り活用していくことになります。一方、民営化する場合には、施設を新設することも可能であり、施設環境の改善が期待されます。また、民間事業者の柔軟性を活かした保育サービスも期待されるところです。民営化して施設を新設する方法は、平成30年度開園のサンキッズ国府の先行例があり、サンキッズ国府は現在、好評を得ている状態になっております。

次に、26ページをご覧ください。

先ほどもお話したとおり、公立とする場合は、まずは既存施設の長寿命化で対応していくことになります。その場合、改修工事費、運営費、維持管理費が発生することとなります。さらには、長寿命化にも限界がありますので、施設の建替え費用もゆくゆくは発生し、これらの費用は町単独負担となる部分が多くなってくると推測しております。

一方、民営化で幼保連携型認定こども園化した場合には、国の制度にのっとり「施設型給付費」といわれる施設の人件費や運営費に当たる費用を民間事業者へ交付する必要があります。しかしながら、建設工事費は国や県の補助制度が活用可能であり、施設型給付費については、国が 1/2、県が 1/4、町が 1/4 ずつ負担を分担することになるため、民営により認定こども園化した場合、経費の面においてもメリットがあると考えております。

以上のように、民営化による施設の新設、民間事業者の運営ノウハウの活用、経費の負担という3つの観点から民営化する方向で進めていきたいと考えております。 最後に、28ページになりますが、今後のスケジュール(案)です。こちらは、公立幼稚園の認定こども園化の先行例であるサンキッズ国府の例を参考に作成いたしました。

今年度、大磯幼稚園の保護者や園長等をメンバーとした検討会を開催し、大磯幼稚園認定こども園化の方向性について協議していただいております。そして、その協議で出た意見を踏まえながら、町で方向性を決定してまいります。

令和3年度には、認定こども園化や民営化、そして交付金等の手続きについて関係機関へ事前協議をしてまいります。令和3年度には募集と選定の準備を進める予定です。

そして、令和4年度には事業者の募集・選定を行い、決定した事業者が建築・設計を行う予定です。

令和5年度には、建築工事が始まり、同時並行的に認定こども園の認可の手続き を神奈川県と行ってまいります。

そして、令和6年度には認定こども園の運営を開始し、不用となった旧園舎の解体工事を行うというスケジュールで考えております。

公立幼稚園認定こども園化の方向性についてのご説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があれば お願いします。

各委員) なし。

【報告事項第4号 第19回大磯図書館まつりの開催について】

教育長) 次に、報告事項第4号「第19回大磯図書館まつりの開催について」、事務局 より報告をお願いします。

図書館長) 報告事項第4号「第19回大磯図書館まつりの開催について」でございます。

大磯図書館まつりは、古本市等の催し物を通して、幼児から高齢者まで地域のふれあいの場として図書館が身近な存在になるよう開催するものですが、今回は新型コロナウイルス感染症対策により、三つの密を避けるため古本市のみの実施とします。

内容につきましては、記載のとおりとなります。

なお、10月14日現在の古本市の申し込みは、延べ170人です。

報告は以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があれば お願いします。

各委員) なし。

【報告事項その他】

教育長) それでは、次に、その他について、何かございませんでしょうか。 それでは、事務局からお願いいたします。

■事務連絡

- 教育部長) 次回の教育委員会定例会は、11月19日、木曜日、午前9時30分から、本 庁舎4階第1会議室で開催予定です。なお、午後は、大磯中学校の訪問を予定してお ります。
- 教育長) それでは、以上をもちまして、令和2年度 大磯町教育委員会第7回定例会 を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとう ございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和2年11月19日

教 育	長	野島 健二	
教育長職務	代理者	曾田成則	
委	員	トーリー 二葉	
委	員	長 - 嶋 - 徹	
孟	昌	喀 公 海 八	